

兵庫県公立大学法人定款

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 役員等（第8条—第16条）
- 第3章 審議機関
 - 第1節 経営審議会（第17条・第18条）
 - 第2節 教育研究審議会（第19条・第20条）
- 第4章 業務の範囲及びその執行（第21条—第22条）
- 第5章 資本金等（第23条・第24条）
- 第6章 委任（第25条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、豊かで多様な自然と社会を有し、世界に開かれ日本の近代化を先導した地域である兵庫の総合的な知の拠点として、人文科学、社会科学及び自然科学の発展とこれらの融合を目指す教育と研究を推進することにより、豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成し、あわせて学術的な新知見を国内外に発信し、もって地域の活性化と我が国の発展に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人は、兵庫県公立大学法人（以下「法人」という。）と称する。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる大学を設置し、当該各号に掲げる大学の主たる事務所の位置は、当該各号に定めるとおりとする。

- （1）兵庫県立大学 神戸市西区学園西町8丁目2番地1
- （2）芸術文化観光専門職大学 豊岡市山王町7番52号

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、兵庫県とする。

（事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を神戸市西区学園西町8丁目2番地1に置く。

（法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第7条 法人の公告は、兵庫県公報への掲載又はインターネットの利用（以下「掲載等」という。）により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情で掲載等ができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその掲載等にかえることができる。

第2章 役員等

（定数）

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長3人以内、理事8人以内及び監事2人以内を置く。

(職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長とともに法人を代表し、理事長を補佐して、法人の業務を掌理する。

3 理事長に事故があるとき、又は欠員のときは、あらかじめ理事長の指名する副理事長が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

4 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

5 理事長及び副理事長に事故があるとき、又は欠員のときは、あらかじめ理事長の指名する理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

6 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、兵庫県の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

7 監事は、いつでも、役員(監事を除く。)及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

8 監事は、法人が次に掲げる書類を兵庫県知事(以下「知事」という。)に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

(2) その他兵庫県の規則で定める書類

9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

(理事長及び副理事長の任命)

第10条 理事長は、知事が任命する。

2 副理事長は、理事長が任命する。

(学長の任命)

第10条の2 第3条各号に掲げる大学(以下「大学」という。)の学長(以下「学長」という。)は、理事長とは別に任命するものとする。

2 学長を選考するため、大学ごとに学長選考会議を置く。

3 学長は、学長選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。

4 学長は、前条第2項の規定にかかわらず、副理事長となるものとする。

5 学長選考会議は、大学ごとに委員8人で組織し、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 第17条第1項に規定する経営審議会を構成する委員の中から当該経営審議会において選出された者4人

(2) 第19条第1項に規定する教育研究審議会を構成する委員の中から当該教育研究審議会において選出された者4人

6 前項第1号に該当する者のうち2人は、第17条第2項第5号に掲げる者でなければならない。

7 理事長及び学長は、学長選考会議の委員となることができない。

8 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 9 議長は、学長選考会議を主宰する。
- 10 第5項から前項までに定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

(理事及び監事の任命)

第11条 理事は、理事長が任命する。

- 2 監事は、知事が任命する。
- 3 理事長は、理事の任命に当たっては、その任命の際、現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

(任期等)

第12条 理事長の任期は、3年とする。

- 2 学長でない副理事長及び理事の任期は、3年とする。ただし、副学長を兼ねる理事の任期は、副学長の任期とする。
- 3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。
- 4 前3項の役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際、現に法人の役員又は職員でなかったときの前条第3項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。
- 6 学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。
- 7 副学長の任期は、法人の規程で定める。

(理事会)

第13条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集及び議事)

第14条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事会の構成員から会議の目的たる事項を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 4 議長は、理事会を主宰する。
- 5 理事会は、構成員の半数以上が出席しなければならない。
- 6 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 8 次に掲げる事項については、理事会において議決する。
 - (1) 中期目標について、法第78条第3項の規定により知事に対し述べる意見
 - (2) 年度計画に関する事項
 - (3) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
 - (4) 学則その他の重要な規程の制定又は改廃に関する事項
 - (5) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - (6) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止若しくは変更に関する事項

- (7) 職員の要員計画及び人事に関する事項
- (8) 法人に係る点検及び評価に関する事項
- (9) その他理事会が定める重要事項
(役員等の解任)

第 15 条 知事又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。

2 前項に規定するもののほか、知事又は理事長は、それぞれの任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないためこの法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

3 前2項の規定は、学長の解任について準用する。この場合において、理事長が学長を解任するときは、学長選考会議の申出により行うものとする。

(職員の任命等)

第 16 条 職員は、理事長が任命する。

- 2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。
- 3 理事長は、法第 73 条に規定する教員等を任命し、免職し、又は降任するときは、学長の申出に基づき行うものとする。

第 3 章 審議機関

第 1 節 経営審議会

(設置及び構成)

第 17 条 法人に法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

2 経営審議会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事長が指名する理事
- (4) 法人の規程で定める職員
- (5) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから理事長が任命する者

3 前項第 5 号の委員の数は、経営審議会の委員総数の半数程度とする。

(招集及び議事)

第 18 条 経営審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、経営審議会の委員から会議の目的たる事項を付して要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

3 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 議長は、経営審議会を主宰する。

5 経営審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

6 経営審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

7 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 学則のうち法人の経営に関する部分、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第19条 大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、大学ごとに教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長、研究科長、研究所長その他の学長が定める教育研究上の重要な組織の長
- (4) 学長と協議の上、理事長が指名する理事
- (5) 法人の規程で定める職員
- (6) 学長が指名する職員
- (7) 法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、学長と協議の上、理事長が必要と認めて任命する者

(招集及び議事)

第20条 教育研究審議会は、学長が招集する。

- 2 学長は、教育研究審議会の委員から会議の目的たる事項を付して要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。
- 3 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 4 議長は、教育研究審議会を主宰する。
- 5 教育研究審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 6 教育研究審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 教育研究審議会は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、教育研究に関する事項
 - (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関する事項
 - (3) 学則のうち教育研究に関する部分、その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
 - (4) 職員のうち教員の人事の方針に関する事項

- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第21条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 法人における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(兵庫県立大学附属の学校)

第21条の2 兵庫県立大学に、附属高等学校及び附属中学校を置く。

(業務の執行)

第22条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

- 2 法人は、業務を執行するに当たり、必要なものについては設立団体の意見を聴くものとする。

第5章 資本金等

(資本金)

第23条 法人の資本金の額は、兵庫県が出資する別表に掲げる資産について、当該出資の日における時価を基準として兵庫県が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第24条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、兵庫県に帰属する。

第6章 委任

(委任)

第25条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
(最初の理事長の任命の特例等)
- 2 第10条第1項の規定にかかわらず、法人の成立後最初の理事長の任命については、人

格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、知事が行う。

- 3 第12条第1項の規定にかかわらず、法人の成立後最初の理事長の任期は4年とする。
- 4 法人の成立の日の前日に廃止前の兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例（平成16年兵庫県条例第18号）第1条に規定する兵庫県立大学の学長である者を法人の成立後最初の理事長に任命する場合は、第12条第4項の規定は適用しない。

（定款の見直し）

- 5 この定款は、施行の日から起算して4年以内に、法人の組織の在り方その他の組織及び業務の全般にわたる検討の結果に基づき、必要な見直しを行うものとする。

附 則

この定款は、主務大臣の認可の日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この定款は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、主務大臣の認可の日から施行する。

（学長の任命の特例等）

- 2 変更後の公立大学法人兵庫県立大学定款（以下「変更後の定款」という。）第10条の2第3項の規定による最初の学長の選考は、平成29年4月1日前においても、変更前の公立大学法人兵庫県立大学定款第10条第3項に規定する理事長選考会議を変更後の定款第10条の2の学長選考会議とみなして、同条の規定の例により行うことができるものとする。
- 3 前項の規定により任命される学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、同項の規定により学長選考会議とみなされる理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定めるものとする。

附 則

この定款は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この定款は、令和3年4月1日から施行する。
（芸術文化観光専門職大学の学長の任命及び任期に関する特例）
- 2 変更後の兵庫県公立大学法人定款（以下「変更後の定款」という。）第10条の2第3項の規定にかかわらず、変更後の定款第3条第2号に規定する芸術文化観光専門職大学の設置後最初の学長の任命については、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、知事の指名に基づいて、理事長が行う。
- 3 前項の規定により任命される学長の任期は、変更後の定款第12条第6項の規定にかかわらず、4年とする。

附 則

この定款は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第23条関係）

1 土地

所在地	面積（㎡）
神戸市西区学園西町8丁目2番1	147,564.77
神戸市西区学園西町8丁目2番2	12,454.00
神戸市垂水区美山台3丁目762番782	178.04
神戸市垂水区美山台3丁目762番783	182.14
神戸市垂水区美山台3丁目762番784	272.22
姫路市書写字門ノ外1794番1	1,837.00
姫路市書写字白坂ノ下1803番1	24,780.00
姫路市書写字観音寺ノ下2022番1	9,895.00
姫路市書写字西ノ口2167番	37,740.00
姫路市書写字西ノ口2167番2	10,591.00
姫路市書写字西ノ口2229番1	987.00
姫路市書写字西ノ口2229番7	712.00
姫路市書写字西ノ口2229番8	4.76
姫路市書写字寺ノ西3062番	965.00
姫路市書写字北垣内2098番	208.00
姫路市書写字北垣内2099番1	142.00
姫路市書写字北垣内2099番2	323.00
姫路市書写字北垣内2103番1	651.00
姫路市書写字北垣内2104番1	316.00
姫路市書写字北垣内2104番5	221.00
姫路市書写字北垣内2106番1	2,379.00
姫路市書写字北垣内2111番1	59.00
姫路市書写字北垣内2111番3	173.00
姫路市書写字北垣内2111番5	8.67
姫路市書写字北垣内2111番6	17.00
姫路市書写字北垣内2112番	534.00
姫路市書写字北垣内2115番	2,905.00
姫路市書写字北垣内2117番	3,061.00
姫路市書写字北垣内2118番1	408.00
姫路市書写字北垣内2118番2	130.00
姫路市書写字北垣内2118番3	315.00
姫路市書写字北垣内2122番1	337.00
姫路市書写字北垣内2125番2	55,463.00
姫路市書写字台1丁目28番	2,630.08
姫路市辻井8丁目454番3	1,973.06

赤穂郡上郡町光都 2 丁目 1492 番 6	733.71
赤穂郡上郡町光都 2 丁目 1496 番 4	59.09
赤穂郡上郡町光都 2 丁目 1499 番 11	14.99
赤穂郡上郡町光都 2 丁目 1499 番 12	3,192.12
赤穂郡上郡町光都 3 丁目 1475 番 2	44,653.00
赤穂郡上郡町光都 3 丁目 1475 番 10	3,297.00
赤穂郡上郡町光都 3 丁目 1479 番 58	19,173.00
赤穂郡上郡町光都 3 丁目 1479 番 64	2,823.00
赤穂郡上郡町光都 3 丁目 1479 番 66	22,603.00
赤穂郡上郡町光都 3 丁目 1492 番 24	5,163.00
赤穂郡上郡町光都 3 丁目 1492 番 36	1,015.00
たつの市新宮町光都 3 丁目 203 番 41	1,131.00
たつの市新宮町光都 3 丁目 219 番 6	269.00
たつの市新宮町光都 3 丁目 223 番 8	405.00
たつの市新宮町光都 3 丁目 223 番 35	3,546.63
たつの市新宮町光都 3 丁目 223 番 61	5,523.96
たつの市新宮町光都 3 丁目 223 番 140	51.00
たつの市新宮町光都 3 丁目 223 番 141	2.09
たつの市新宮町光都 3 丁目 223 番 155	809.00
たつの市新宮町光都 3 丁目 223 番 156	1,552.00
たつの市新宮町光都 3 丁目 223 番 157	2.07
たつの市新宮町光都 3 丁目 223 番 158	231.00
たつの市新宮町光都 3 丁目 223 番 159	639.00
たつの市新宮町光都 3 丁目 223 番 160	2,816.00
姫路市新在家本町 1 丁目 125 番 2	3,755.37
姫路市新在家本町 1 丁目 144 番 2	4,428.15
姫路市新在家本町 1 丁目 165 番 2	18,189.25
姫路市新在家本町 1 丁目 193 番	19,492.69
姫路市新在家本町 1 丁目 274 番 1	3,904.62
姫路市新在家本町 1 丁目 277 番 1	14,439.50
神戸市西区玉津町森友字藪ノ下 16 番 3	1,226.20
神戸市西区玉津町吉田字足田 475 番 1	11,013.81
神戸市西区玉津町吉田字足田 475 番 3	1,414.73
神戸市西区玉津町吉田字足田 475 番 4	47.86
神戸市西区玉津町吉田字足田 486 番	1,157.73
明石市北王子町 304 番 2	344.14
明石市北王子町 304 番 5	34.71
明石市北王子町 304 番 6	7,009.49

明石市北王子町 307 番 5	8.34
明石市北王子町 307 番 7	0.27
明石市北王子町 307 番 9	589.87
明石市北王子町 307 番 10	614.18
明石市北王子町 307 番 11	10.98
明石市北王子町 307 番 12	275.63
明石市北王子町 318 番 2	311.96
明石市北王子町 328 番 1	4,360.03
明石市北王子町 328 番 3	5,696.08
明石市北王子町 328 番 4	57.43
明石市北王子町 342 番 1	744.95
明石市北王子町 342 番 3	264.19
明石市北王子町 344 番	221.00
明石市北王子町 344 番 1	30.55
明石市北王子町 344 番 2	131.28
明石市北王子町 345 番	730.00
明石市北王子町 346 番 1	145.00
明石市北王子町 346 番 2	684.07
明石市北王子町 470 番 2	1.76
明石市北王子町 470 番 3	18.06
明石市北王子町 471 番 2	42.65
明石市貴崎 4 丁目 174 番 18	1,292.76
佐用郡佐用町西河内字大撫 407 番 2	1,394.00
佐用郡佐用町西河内字大撫 407 番 53	19,338.00
佐用郡佐用町西河内字大撫 407 番 54	19,338.00
佐用郡佐用町福沢字大谷 817 番 28	28,525.00
佐用郡佐用町福中字佐尾 502 番 25	5,276.00
佐用郡佐用町福中字佐尾 502 番 26	904.00
佐用郡佐用町福中字佐尾 502 番 27	2,446.00
佐用郡佐用町福中字佐尾 502 番 28	5,147.00
佐用郡佐用町福中字佐尾 502 番 29	3,191.00
佐用郡佐用町福中字佐尾 502 番 30	2,858.00
佐用郡佐用町福中字佐尾 502 番 31	408.00
佐用郡佐用町福中字佐尾 502 番 32	242.00
佐用郡佐用町福中字佐尾 502 番 34	1,645.00
佐用郡佐用町福中字佐尾 502 番 35	367.00
佐用郡佐用町福中字口ノ奥 709 番 11	3,292.00
佐用郡佐用町福中字口ノ奥 709 番 12	1,018.00

佐用郡佐用町福中字口ノ奥 709 番 13	12,747.00
佐用郡佐用町福中字口ノ奥 709 番 66	1,824.00
佐用郡佐用町福中字口ノ奥 709 番 67	2,786.00
佐用郡佐用町福中字口ノ奥 709 番 68	2,995.00
佐用郡佐用町福中字口ノ奥 709 番 69	1,712.00
佐用郡佐用町福中字尾曾田 1 番	7,876.00
佐用郡佐用町福中字尾曾田 36 番 23	2,503.00
佐用郡佐用町福中字尾曾田 36 番 28	10,670.00
佐用郡佐用町福中字尾曾田 36 番 31	30,459.00
佐用郡佐用町福中字尾曾田 36 番 45-1	297.00
佐用郡佐用町福中字尾曾田 36 番 45-2	21,983.00
佐用郡佐用町福中字尾曾田 36 番 45-3	18,932.00
佐用郡佐用町福中字尾曾田 36 番 66	899.00
佐用郡佐用町福中字尾曾田 36 番 71	2,983.00
佐用郡佐用町福中字尾曾田 36 番 72	304.00
佐用郡佐用町福中字尾曾田 36 番 73	205.00
佐用郡佐用町福中字渋谷 82 番 39	191.00

2 建物

名称	所在	延面積 (㎡)
本部棟	神戸市西区学園西町 8 丁目 2 番地 1	2,005.46
車庫		36.60
倉庫		24.96
研究棟Ⅰ		4,692.37
研究棟Ⅱ		4,818.60
研究棟Ⅲ		1,015.01
教育棟Ⅰ		4,516.54
教育棟Ⅱ		2,568.97
教育棟Ⅲ		531.70
情報科学研究棟		3,121.70
学術情報館		4,234.69
体育館		3,213.76
エレベーター室		14.24
部室棟 (西)		416.37
部室棟 (東)		1,987.71
器具庫 (N o 1)		13.00
器具庫 (N o 2)		13.00
器具庫 (N o 3)		13.00

器具庫 (No 4)		13.00
器具庫 (No 5)		13.00
三木記念講堂		1,193.39
大学会館		1,192.16
エレベーター室		16.20
大学会館別館		513.53
国際学生寮		6,432.42
弓道場		212.77
屋外便所棟		29.32
テニスコート器具庫		4.00
教職員住宅		1,186.68
設備棟		24.70
住宅棟 1	神戸市垂水区美山台 3 丁目 762 番地 782	133.20
住宅棟 2	神戸市垂水区美山台 3 丁目 762 番地 783	133.20
住宅棟 3	神戸市垂水区美山台 3 丁目 762 番地 784	133.20
部室シャワー室		104.19
プール附属屋	姫路市書写字白坂ノ下 1803 番地 1	67.30
和弓射場		50.08
車庫	姫路市書写字観音寺ノ下 2022 番地 1	49.97
学術情報館		3,047.11
実験棟	姫路市書写字北垣内 2125 番地 2	609.90
インキュベーションセンター		1,515.84
総合教育館	姫路市書写字西ノ口 2167 番地及び字北垣内 2125 番地 2	3,770.15
機械知能館		5,493.60
50周年記念会館	姫路市書写字西ノ口 2167 番地	778.50
総合・情報教育館	姫路市書写字北垣内 2117 番地、2122 番地 1、2125 番地 2 及び 2125 番地 2 地先	1,928.23
大学会館	姫路市書写字西ノ口 2167 番地 2	1,891.88
体育館	姫路市書写字北垣内 2115 番地、2117 番地、2118 番地 3 及び 2118 番地 3 地先	2,398.32
書写台教職員住宅		1,598.40
設備棟	姫路市書写台 1 丁目 28 番地	33.88
辻井教職員住宅		1,176.06
設備棟	姫路市辻井 8 丁目 454 番地 3	49.50
講義棟		8,872.45
車庫棟		44.25
研究棟	赤穂郡上郡町光都 3 丁目 1475 番地 2	11,387.88
実験棟 I		451.28

実験棟Ⅱ		451.28
実験棟Ⅲ		140.84
大学会館		1,341.19
体育館	赤穂郡上郡町光都 3 丁目 1479 番地 64 及び 1479 番地 66	1,602.43
学生寮 A・B 棟	たつの市新宮町光都 3 丁目 223 番地 61 及び 223 番地 35	2,510.29
学生寮 C 棟	たつの市新宮町光都 3 丁目 223 番地 160、223 番地 8 及び 223 番地 35	2,326.51
研究 2 期棟	赤穂郡上郡町光都 3 丁目 1492 番地 1	11,188.56
貯蔵庫		67.75
実験研究棟	赤穂郡上郡町光都 1 丁目 1580 番地 43 及びたつの市新宮町光都 1 丁目 1290 番 地 4	6,326.29
教職員住宅 A 棟①	赤穂郡上郡町光都 2 丁目 1499 番地 12	166.20
教職員住宅 A 棟②		166.20
教職員住宅 A 棟③		83.62
教職員住宅 B 棟		145.82
教職員住宅 C 棟		145.82
教職員住宅 D 棟		145.82
教職員住宅 E 棟		145.82
教職員住宅 F 棟	赤穂郡上郡町光都 2 丁目 1492 番地 6	145.82
ゆりの木会館	姫路市新在家本町 1 丁目 193 番地及び 274 番地 1	925.64
講義棟		1,326.46
講堂	姫路市新在家本町 1 丁目 277 番地 1	636.06
便所		19.87
倉庫③		15.90
動物飼育舎		44.76
設備棟		128.00
いちょう北館		497.88
いちょう南館		668.29
倉庫①	姫路市新在家本町 1 丁目 165 番地 2	131.95
渡り廊下②及び倉庫		51.87
便所・シャワー室		38.32
車庫		27.86
学生会館		758.19
クラブハウス		345.75
あじさい館		159.22
倉庫④		6.00

研究棟Ⅴ①		679.86
地域創造機構支部棟		535.75
集塵庫		14.21
体育館		1,611.52
研究棟Ⅱ	姫路市新在家本町1丁目193番地	983.23
事務棟		503.81
倉庫②	姫路市新在家本町1丁目125番地2	20.72
学術情報館	姫路市新在家本町1丁目165番地2及び193番地	1,388.42
情報・教育棟		3,919.79
研究棟Ⅴ②		233.28
研究棟Ⅰ	姫路市新在家本町1丁目193番地及び	2,523.89
研究棟Ⅲ・Ⅳ	277番地1	4,307.50
保安室	姫路市新在家本町1丁目274番地1	30.64
音楽堂	姫路市新在家本町1丁目274番地1及び277番地1	356.37
住宅棟1	姫路市新在家本町1丁目144番地2	238.28
住宅棟2		238.28
住宅棟3		238.28
住宅棟4		238.28
住宅棟5		178.70
ポンプ室		3.33
テニスコート附属屋		3.00
教育管理棟・研究棟・体育館棟		神戸市西区玉津町吉田字足田475番地1及び475番地1先並びに明石市北王子町328番地1及び342番地3
器具庫		36.00
地域ケア開発研究所	神戸市西区玉津町吉田字足田486番地及び475番地1	2,007.98
教職員住宅	明石市貴崎4丁目174番地18	1,172.16
設備棟		19.75
地域資源マネジメント研究科棟	豊岡市祥雲寺字二ヶ谷132番地及び135番地	1,083.71
管理棟	佐用郡佐用町西河内字大撫407番地53及び407番地54並びに福中字口ノ奥709番地12	177.09
ホール兼食堂		331.43
宿泊棟		421.46
浄化槽		82.60
電気室A		26.04
倉庫		12.27
天文台北館		佐用郡佐用町福沢字大谷817番地28並びに福中字口ノ奥709番地12及び709
電気室B		26.04

観測小屋A	番地 67 並びに字佐尾 502 番地 25	6.05
観測小屋B		3.84
撮影用観測小屋		19.88
宿直室		13.68
観測小屋C		4.16
観測小屋D		4.16
休養室		20.16
天文台南館		1,157.13
倉庫		31.35
望遠鏡展示室		34.09
太陽望遠鏡庫		5.21
太陽モニター望遠鏡庫		5.18
校舎		赤穂郡上郡町光都 3 丁目 1466 番地 8、 1431 番地 11、1465 番地 25 及び 1466 番 地 7
プール附属舎	100.13	
設備棟	108.00	
体育館棟	赤穂郡上郡町光都 3 丁目 1466 番地 7	2,892.20
グラウンド附属舎	赤穂郡上郡町光都 3 丁目 1466 番地 6 及 び 1430 番地 15	291.35
寄宿舍(男子棟)	たつの市新宮町光都 3 丁目 204 番地 6	7,447.92
寄宿舍(女子棟)		3,334.72
本館	赤穂郡上郡町光都 3 丁目 1431 番地 10	1,896.22
特別棟		607.49
倉庫①		7.36
倉庫②		23.00
倉庫③		35.84
学舎		豊岡市山王町 17 番地 10
学生寮	豊岡市山王町 537 番地 1	3,462.48